羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和5年8月号 vol.106



7月の初め、5年ぶりに仙台の友達に会いに行ってきました。

仙台は、新社会人として3年間を過ごした大切な街。あれから30年近くが経ち、当時の友達もみんなそれぞれ子育て、親の介護、そして自身の健康などたくさんの問題は抱えて生きており、久しぶりに集まって話す話題もずいぶん変わったなという気がしました。

それでも、これだけの年月を経ても笑顔で集まれる仲間がいるということに、また元気をもらって福岡に帰ってきました。ずっと大切にしたい友達です。



"走る税理士"が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

令和6年1月1日からいよいよ義務化となる"電子取引"にかかる"電磁的記録の保存" 宥恕措置(やむを得ない事情ある場合の簡便的なな保存方法)が設けられていますが、その内容につい て注意点をご説明します。

"やむを得ない事情に該当する場合とは? 経営者の信条はNG"

"電子取引"については、令和6年1月1日以降は、"電子保存"が完全義務化となります。その際の保存方法は、検索機能の確保をするための一定のルールによることが必要になります。

しかし、このルールに沿うことが負担という声が大きく、新たな宥恕措置が講じられることになりました。

「電子保存をすることと並行して、従前の出力書面の保存もし、調査時にデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等のルールに沿う必要がなくなります」(新たな宥恕措置)

ただし、この宥恕措置は、やむを得ない事情がある場合に限られており、その事情とは?"システム等や社内でのワークフロー整備が間に合わない"といった場合に認められるもので

システム等の対応が間に合っているのに、資金繰りや人手不足等の様な理由でなく、単に経営者の信条のみに基づく理由で、ルールに従った保存ができていない場合は該当しないので、注意が必要です。

「今月の本の紹介」

「暇と退屈の倫理学」

(國分 功一郎 著・ 太田出版)

退屈とは何か。

本書を読むことで、自分の経験や日常の生活を振り返りながら、深く考えることができました。退屈について、本気で論じてきた過去の哲学者の考え方が実に面白い。

そして、読後、美味しい食事を楽しむこと、映画を観に行くこと、小 説を読みふけること、それぞれの意味をじっくり考えてみました。 とても腑に落ちた哲学書でした。

「気まぐれ簡単レシピ

<とうもろこしのフリット>

ビールに合う超簡単おつまみ(とうもろこしは疲れた体に気を補ってくれます)

- ・とうもろこし 1本
- ·米粉 大1
- ①とうもろこしの皮を剥いてラップにくるみ3分チンする。
- ②3等分にカットして、さらに縦4等分にカット。
- ③ビニール袋に米粉とカットしたとうもろこしを入れ、全体にまぶす。
- ④薄く色づく位まで揚げ、油を切って、塩をまぶす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL

hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所